

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

 **インターニクス株式会社**

代表取締役社長 加藤孝雄
(コード番号：2657 東証第一部)

問い合わせ先

法務・広報室長 上條 勝
電話 (03) 5322-1700 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に係る承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 18 日付の「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「平成 24 年 9 月 18 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義いたします。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 24 年 12 月 2 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 12 月 3 日付をもって上場廃止となる予定であります。上場廃止後は、当社普通株式を東証一部において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日開催の取締役会において、平成 24 年 12 月 5 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、平成 24 年 12 月 6 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社の A 種種類株式を 900,000 分の 1 株の割合にて当社が交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 24 年 9 月 18 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要な承認をいただくことなどを目的として、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

かかる種類株式としては、普通株式に優先して残余財産の分配を受けることを内容とする株式である A 種種類株式を設けることといたします。

② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様（当社を除きます。以下同じとします。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 900,000 分の 1 株を交付いたします。この際、メメック・グループ・リミテッド以外の株主の皆様に対し取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定であります。

II. 各議案に係る承認決議

1. 種類株式発行に係る定款の一部変更（本完全子会社化手続の①）及び全部取得条項に係る定款の一部変更（本完全子会社化手続の②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 24 年 9 月 18 日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件-1」に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの「定款一部変更の件-2」に係る変更の内容のとおりであります。

(2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

また、本完全子会社化手続の②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 24 年 12 月 6 日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続の③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成 24 年 9 月 18 日付当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条第 1 項並びに本完全子会社化手続の①及び②による変更後の定款に基づき、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本完全子会社化手続の①の定款変更によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 900,000 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。この結果、メメック・グループ・リミテッド以外の株主の皆様に対して当社が割り当てる A 種種類株式の数は 1 株未満の端数となる予定であります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力発生並びに本完全子会社化手続の②の定款変更の効力発生を条件として、平成 24 年 12 月 6 日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本完全子会社化手続の①の定款変更によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 900,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得てA種種類株式をメメック・グループ・リミテッドに売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日において、株主の皆様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に655円（メメック・グループ・リミテッドが当社普通株式等に対し公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もありません。

III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりであります。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）の効力発生日	平成24年10月30日（火）
当社普通株式の東証一部における整理銘柄への指定	平成24年10月30日（火）
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成24年10月31日（水）
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成24年11月30日（金）
当社普通株式の東証一部における上場廃止日	平成24年12月3日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成24年12月5日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の効力発生日	平成24年12月6日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続の③）の効力発生日	平成24年12月6日（木）

以上